

東近江市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

東近江市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する 条例

東近江市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成17年東近江市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

会計年度任用職員のサービスの宣誓について、それぞれの職員にふさわしい方法で行うことができるようにするため、本市条例の一部を改正したく、本議案を提出するものである。